



国交省 準特定地域における輸送実績公表

— 令和5年度実績の速報値を公表 —

国土交通省は7月31日(水)、改正タクシー特措法における準特定地域での輸送実績(日車営収・日車実車キロ・事故件数・法令違反件数)に関する令和5年度実績を速報値として公表した。

北海道運輸局から九州運輸局・沖縄総合事務局管内まで、全国146ヶ所の交通圏、地域において準特定地域の指定基準にある通り、日車営収・日車実車キロは比較対象となる平成13年度の数値と共に、事故件数・法令違反件数は令和元年度からの5年間分が公表された。

過去においてこれら速報値が事前に公表される事は無かったが、この公表について国交省は「規制改革実施計画に基づく公表」としている。

確かに規制改革実施計画、いわゆる『骨太の方針』では本年7月に速報値を公表するとなっているが、国交省はそれ以前から7月公表の方針を示しており、また骨太の方針には「新規参入事業者の準備期間を考慮し」とも書かれている。

国土交通省は国会や規制改革推進会議等で改正タクシー特措法に基づく準特定地域指定と、「日本型ライドシェア」の実施が認められている地域が同一であることが矛盾してはいないかと指摘されてきた。

改正タクシー特措法はタクシー事業の適正化・活性化を推進し、そこで働く労働者の待遇改善を図るといふ、言わば誤った規制緩和を是正する為に全自交も深く関わりながら苦勞の末に議員立法で成立させたものである。

今回の速報値公表が単なる外部からの指摘の矛先を変える為のものではなく、また、特措法の立法趣旨に反することに繋がるようなことがあっては決してならない。